

奈良大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良大学（以下「本学」という。）における教育職員の競争的資金を中心とした公的研究費を厳正かつ適切に管理するとともに、研究活動上で不正行為が生じた場合に対応するための措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費のほか、他の競争的資金による私的研究費も含めるものとする。

2 この規則において「不正行為」とは、本学の教育職員が研究活動にたずさわる場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、その行為により得られたデータ等を報告し又は論文等で公表すること
- (3) 盗用 他の研究者等のアイデア、分析及び解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該他の研究者の了解もしくは適切な表示を行わずに流用すること
- (4) 公的研究費の不正使用 虚偽又は架空の請求により実際とは異なる不正の金員を支払わせること
- (5) 便宜供与 業者等に便宜をはかり、その謝礼として金品等の提供を受けること

(公的研究費の運営管理及び不正行為防止の体制)

第3条 本学における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に対する体制は、次のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、学長とする。
- (2) 統括管理責任者は、大学事務局長とする。
- (3) 研究倫理教育及びコンプライアンス推進責任者は、文学部長及び社会学部長とする。

2 公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止等に関する監査の体制は、次のとおりとし、学校法人奈良大学の監事との連携を強化する。

- (1) 監査責任者 各学部長より1人を学長が指名する
- (2) 監査人 教育職員より3人、事務職員より3人を学長が指名する

(相談、申立て及び通報窓口)

第4条 本学における公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為に係る学内外からの相談、申立て又は通報に対応するための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 前項の担当窓口は、事務局総務課長とする。

3 申立てを行う者は、原則として氏名を明らかにし、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会により行うものとする。

(最高管理責任者への報告)

第5条 通報窓口の担当者は、申立て又は通報を受け付けた場合は、速やかに最高管理責任者である学長に書面により報告を行うものとする。

(調査委員会の設置及び調査の実施)

第6条 学長は、前条の報告を受けた場合は、速やかに人事委員会を召集する。

- 2 学長は、事実関係を調査するため、委員中より3人以上を調査委員として指名し、学外の有識者を半数以上含む調査委員会を設置する。
- 3 学長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方針について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 4 学長は、必要に応じて被通報者等の調査対象になっている者に対し、調査対象制度の研究費の一時使用停止を命ずることができる。
- 5 調査委員会は、互選により調査委員長を選出する。
- 6 第三者の調査委員は、本学および通報者、被通報者と直接の利害関係を有しないものとする。
- 7 調査委員会は、速やかに不正行為に係る事実の調査を実施し、原則として告発等の受付日から30日以内に調査結果報告を行うものとする。

(調査結果の報告)

第7条 調査委員会は、調査に係る報告書を作成し、調査終了後、速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、調査結果の内容を書面により、通報窓口を通じて、速やかに調査対象者に通知するものとする。

(不服申立て)

第8条 調査対象者は、前条第2項により通知を受けた調査結果について不服がある時は、通報窓口を通じて、学長に対して書面により不服の申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受けた場合は、速やかに内容を精査し、再調査の必要性の有無を判断し、必要な対応をとるものとする。

(認定及び措置)

第9条 学長は、人事委員会を開催し、調査委員会の調査結果を報告しなければならない。

- 2 学長は、人事委員会が調査委員会の調査報告に基づき不正行為の有無を判断し、不正行為があったと認めた場合は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等の調査結果を調査対象者、申立て又は通報者並びに関係者に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の決定を受けて、理事長に対して法人懲戒委員会の開催を上申するものとする。
- 4 学長は、人事委員会で不正行為があったとは認められないとした場合は、その旨を調査に関連した全ての者に報告するとともに、調査対象者の研究活動の円滑な実施と名誉回復のため、必要な措置を講じなければならない。

(処分等)

第10条 不正行為に係る懲戒処分は、学校法人奈良大学就業規則及び学校法人奈良大学懲戒規程により行うものとする。

(公表)

第11条 学長は、法人による懲戒処分が決定した後、教授会において、不正行為の内容、懲戒の内容、調査結果等を公表すると共に、再発防止に努めなければならない。

- 2 学長は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告

を配分機関に提出しなければならない。

- 3 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 4 学長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 5 学長は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案における資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(秘密の保持)

第12条 学長は、最高管理責任者として、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果が公表されるまで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

(通報者の保護)

第13条 学長は、申立て又は通報した者及び調査に協力した者に対して、不利益な取扱いがなされないよう、学校法人奈良大学公益通報者保護規程により保護しなければならない。

(所管)

第14条 この規則の所管は、事務局総務課とする。

(細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究活動の不正行為に係る調査等に関し、必要な事項は別に定める。

(規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年9月13日から施行する。